

令和5年度

葛飾区産業人材育成支援補助事業のご案内

この制度は、中小企業は人材育成のための、業務の遂行に必要な技術、技能、知識等の習得を目的として、従業員を大学等に通学させ、又は現場訓練、技能訓練等を実施する際に要する費用の一部を補助するものです。

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 補助対象経費（授業料等、訓練費等）の2分の1以上を負担していること。
- 3 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 4 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は、葛飾区の特別区民税（区外在住の場合は、葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 5 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

対象経費

- 1 補助対象事業者が自社の従業員を業務に必要な技術等を習得させるために大学等に通学させる場合に係る授業料、実験実習料又は教材費。
- 2 補助対象事業者が自社の従業員を業務に必要な技術等を習得させるために現場訓練、技能訓練等の実施をする場合に係る訓練費用、授業料、教材費及び材料費。
※パソコン講座（ワード、エクセル、パワーポイント等の一般的なアプリケーション及びパソコンの使い方及び基礎知識に関するもの）、ビジネスマナー等の一般教養講座については対象外

定義

上記に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

1 「大学等」

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校又は専門学校

2 「現場訓練」

- ア 東京都立城東職業能力開発センターが実施する現場訓練支援事業
- イ 公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施するオーダーメイド研修
- ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき認定職業訓練施設が実施する技能訓練等
- エ 業務に必要な技術等を習得させるための研修等を実施する機関が実施する講習等

※裏面もございます。

補助額	大学等	現場訓練・技能訓練等
	補助対象事業者が負担した額の2分の1の額もしくは、授業料等の3分の1の額のいずれか低い方の額（1,000円未満切捨て）	補助対象事業者が負担した訓練費用等の額の3分の1の額（1,000円未満切捨て）

※補助金の額は予算の範囲内とする。

※1会計年度間に交付する補助金額は30万円を上限とする。

※1回の交付申請額が1万円に満たない場合は申請できません。

申請方法・書類

授業料等の支払い及び事業の実施終了後、必要書類を揃えて申請してください。

- 押印がなくても申請可能です。押印を省略した書類に訂正箇所がある場合、差し替えでの対応となります。
- 押印をする場合、代表者名の横に代表者登録印を押印してください。訂正がある場合は、押印での訂正となります。

- 1 産業人材育成支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 産業人材育成支援事業計画書（第2号様式）
- 3 企業概要（第3号様式）
- 4 大学等に通学していることを確認できる書類又は現場訓練・講習等が終了したことが確認できる書類
- 5 大学等又は現場訓練を実施する機関が発行する請求書及び領収書
- 6 補助対象事業者が従業員に対し補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類（従業員が大学等へ補助対象経費を納付した時に限る。）
- 7 法人・・・前年度の法人住民税納税（非課税）証明書
個人事業主・・・特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 8 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
※補助限度額に達するまで、同一年度中複数回の申請が可能です。
※同一年度内において複数回実施した場合は、まとめて申請することも可能です。

補助金の交付

申請書提出後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※3月に大学等の入学または現場訓練、技能訓練等を行う場合は事前にご相談ください。

申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

申請・問い合わせ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係
 〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内
 電話 03(3838)5587 FAX 03(3838)5551